

プロジェクト 税効果会計

項目 本日の審議事項

前回までの検討事項

1. 税効果会計専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、日本公認会計士協会（JICPA）から公表されている税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）（以下「実務指針」という。）について、ASBJに移管すべく審議を行っている。
2. 実務指針のうち、繰延税金資産の回収可能性に関する事項については、他の実務指針に先行して開発し、平成 27 年 12 月 28 日に企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）を公表した。なお、回収可能性適用指針については、早期適用した企業における早期適用した事業年度の翌年度に係る四半期財務諸表に対応する比較情報の取扱いについて、公表時に当委員会が意図していたことを確認するための改正を平成 28 年 3 月 24 日に行った。
3. また、税効果会計に適用する税率に関する事項については、平成28年3月14日に企業会計基準適用指針第27号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を公表した。
4. 第 329 回企業会計基準委員会及び第 30 回専門委員会以降、監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を除いた 5 本の実務指針¹の移管をすすめている。

このうち、早急に対応すべきものとして検討を進める論点の検討状況は、以下のとおりである。

早急に対応すべき論点	企業会計基準委員会	専門委員会
(1) 開示	第 329 回(2016 年 2 月 10 日) 第 330 回(2016 年 2 月 24 日) 第 332 回(2016 年 3 月 23 日) 第 334 回(2016 年 4 月 21 日)	第 30 回 (2016 年 2 月 4 日) 第 31 回 (2016 年 2 月 22 日) 第 32 回 (2016 年 3 月 7 日) 第 33 回 (2016 年 4 月 15 日)

¹ 今後の検討対象とされる 5 本の実務指針とは、以下である。

- ・会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」
- ・会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」
- ・監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」

審議事項(5)-1

早急に対応すべき論点	企業会計基準委員会	専門委員会
(2) 連結納税と企業結合における税効果会計の整合性	—	第33回(2016年4月15日)
(3) 繰延税金負債の支払可能性	第337回 (2016年5月31日)	第34回 (2016年5月12日)
(4) 子会社の留保利益に係る税効果(連結税効果実務指針における定めとの整合性)	同 上	同 上
(5) 関連会社の留保利益等に係る税効果	同 上	同 上
(6) 未実現損益の消去に係る税効果(繰延法か資産負債法か)	第338回(本日) (2016年6月16日)	同 上

本日の審議事項

5. 本日は、早急に対応すべきものとして検討を進める論点のうち、未実現損益の消去に係る税効果について審議を行う(審議事項(5)-2)。
6. また、国際的な会計基準との整合性を検討すべき項目として、開示に関する論点で抽出した繰延税金資産及び負債の表示について、前項と併せて審議を行う(審議事項(5)-2)。
7. なお、第34回専門委員会で聞かれた意見を審議事項(5)-3に記載している。

以 上